

平成目安箱への回答 No.7 (町からの書類郵送削減について)

担当主管課：政策課（内線 205）

要望等内容	回答
<p>いつも、町のためにご尽力いただき、ありがとうございます。</p> <p>お忙しいところ、大変恐縮ですが、標記の件、提案させていただきます</p> <p>先日、おかげさまで、子育て世帯への臨時特別給付金を受け取りました。これについて、支給を知らせる「お知らせ」を紙（郵送）で受け取りましたが、私にとっては申請したとおりに支給されるのであれば、この紙のお知らせは不要です。入金に通帳への記帳でも確認できます。</p> <p>また、当然、書類は紙を購入・印刷をし、封筒に人件費をかけて封入し、郵送費を払って送付することになり、これは、このペーパーレス化が進む社会では、費用としてみたいと思います。その分の資金は、老朽化した庁舎の建て替えなど、代替のないものに利用いただきたいと思います。</p> <p>そこで、このようなお知らせの郵送は、申請通りに支払われない場合のみとする。あるいは、申請時に確認をとり、郵送を希望する者のみにする、など職員の皆さんの労働時間と経費の削減をしていただきたいと思えます。</p> <p>同様なお知らせは、昨夏、スズメバチの駆除に助成金をいただいた時にも別の部署から申請が通った旨を知らせる書類の郵送がありました。これは、役場全体での課題であり、対応が必要と思えます。</p> <p>貴重な税金の有効利用のため、また、職員の皆様の業務効率化のためにも役場内の従来ルールにとらわれることなくご検討いただきたく、よろしくお願いいたします。</p>	<p>町政につきまして、日頃からご理解、ご協力いただきありがとうございます。</p> <p>大磯町の書類郵送削減について、ご提案をいただきました。</p> <p>町からの決定通知等については、法律等により書面による通知が義務付けられているものをはじめ、公的な権利義務が発生するものが多く、真正性の担保等の観点から、決定した内容等を通知することを町の規則や要綱等に定めていることから、これに該当する多くの行政手続に関する通知文書については、公印（町長印等）を押印し、書面により通知しています。</p> <p>特に、交付金等の支給に関しては、町が申請等を受理し、交付を決定するまでに審査等の処理期間を要するほか、交付決定後に口座振込等による支給が完了するまでに金融機関等との手続に一定の期間を要します。そのため、「申請したが町から通知が来ない」「いつ支給されるのか」などのお問い合わせをいただくことも多いことから、手続きの進捗状況をお示しすることで、対象者の方々に安心していただけるよう、交付が決定した時点で通知しています。</p> <p>このように、多くの通知を書面により郵送している現状ですが、この度ご提案いただいた、「申請時に町からの通知の要否を確認し、希望者のみに送付する」などの手法は、業務の効率化や郵送物の削減、また、資源の節約の観点からも有効な手法であると考えられますので、通知する文書の性質に応じて見直しを検討してまいります。</p> <p>町では、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル時代を見据え、書面規制、押印、対面規制の見直しを推進しています。また、申請書類や決定通知等の取扱いについては、従来までの書面による方法だけではなく、手続等のオンライン化・デジタル化によるペーパーレス化を推進させ、「ポストコロナ」時代の新しい生活様式を支える行政サービスの構築に向けて、積極的に取り組んでまいります。</p> <p>この度は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。</p>

目安箱受付日：R4. 2. 14

掲示日：R4. 3. 25